

## 太田川再生方針に基づく取組状況について ～アユを増やす短期的・中期的な方策に基づく取組～

### 1 短期的な方策に基づく取組（広島市、太田川漁協が実施）

#### (1) 河口付近への種苗の放流

- ・天然遡上を増やすため、アユ種苗の生産過程で発生した人工由来種苗（体長40mm程度）を太田川河口付近へ放流している。
- ・遡上期にアユを採捕して調べた結果、一定の割合で本市が放流した人工由来種苗が含まれている（表1）。

表1 人工由来種苗放流実績及び効果検証結果

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
放流数量（万尾）	20.0	17.1	23.7	49.2	32.4	99.7	27.8	40.8
人工由来種苗の割合 <sup>※</sup>	13.1%	4.7%	63.8%	—	—	15.8%	16.0%	

※遡上してきた稚アユのうち、本市が放流した人工由来種苗の割合を示す。

#### (2) 産卵場造成

- ・アユの産卵量を増やすため、河川の状況に応じて必要性を確認し、安佐大橋下流約1km地点において産卵場を造成している。
- ・造成場所周辺で産卵状況を確認したところ、造成場所のみで産卵が確認されており、さらに、河床の埋没深（杭が刺さる深さ）がアユ産卵場の有効性の判断基準（杭が10cm以上刺さる状態）以上になっていることも確認できている（表2）。

表2 産卵場造成実施結果

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
造成実施状況	1300㎡造成	中止	200㎡造成	中止	中止	中止	600㎡造成
造成場所における産卵状況	産卵確認	—	産卵確認 (171㎡)	—	—	—	産卵確認 (220㎡)
造成場所における河床の埋没深	9-17cm (造成後)	—	8-16cm (造成後)	—	—	—	12-15cm (造成後)

### 2 中期的な方策に基づく取組（太田川漁協が実施）

#### (1) 禁漁区、禁漁期間の設定

- ・産卵期の親魚を保護するため、平成25年度、平成27年度に禁漁期間と禁漁区間を設定した（表3）。
- ・平成27年度からの禁漁区間の拡大により、年間約4,000尾以上の親魚が保護されていると試算している。

表3 禁漁区、禁漁期間の設定状況

	H25～26年度	H27年度～現在（区間拡大）
禁漁期間	10月1日～11月15日	10月1日～11月15日
禁漁区間	祇園新橋の下流220m～安佐大橋上流側	祇園新橋の下流220m～高瀬堰下流30m

#### (2) 晩期親魚放流

- ・アユの産卵量を増やすため、造成した産卵場周辺に産卵期の親魚を放流している（表4）。
- ・平成28年度からは、海水温がアユ仔魚の適正水温（20℃以下）となる10月下旬から11月上旬に産卵期の親魚放流を実施している。

表4 親魚放流実績

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
放流数量（尾）	10,000	10,000	5,000	8,000	5,500	8,000	5,100

### 3 総括

太田川漁協管轄内のアユの漁獲数の変動（図1）に着目すると、令和元年度は直近2か年と比較すると減少したものの、取組を開始した平成25年度と同程度である20万尾以上の漁獲量を確保した。

アユは、年魚で漁獲数の年変動が大きく、再生産に複合的な要因（海域の捕食圧等）があることを踏まえる必要はあるが、短期的及び中期的な方策に基づく取組により、一定の効果があると考えられた。

このため、取組を今後も継続し、さらなるアユ資源の増大を目指す。

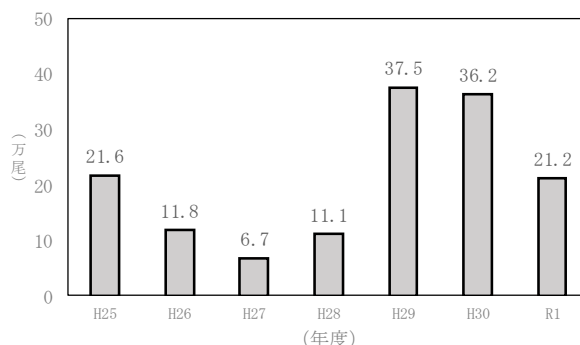


図1 太田川漁協管轄内でのアユ漁獲量